

第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法上の意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること(第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること(第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること(第2部第3章)
- (4) 後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似する後願の意匠でないこと(第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
 - 意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)
 - 意匠法第8条(組物の意匠)
 - 意匠法第9条第1項若しくは第2項(先願)
 - 意匠法第10条第1項若しくは第2項(関連意匠)
 - 第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)又は第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)
- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- (3) その意匠登録出願が第7条の規定する要件を満たしていないとき。
- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第1章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(第2項及び第3項略)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

(第2項略)

21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のすべての要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (21.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (21.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠の意匠とは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠、すなわち、物品の形態であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (21.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (21.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (21.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (21.1.1.4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法上の物品について

意匠法上の物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立バンガローは、物品と認められる。

固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

物品の一部であるもの

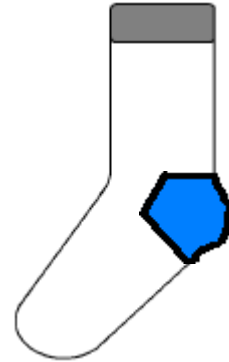
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下のかかと」のように意匠法上の物品と認められる「靴下」の一部は、それのみで通常取引状態において独立の製品として取引されるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品(部分品)は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取引されている場合には、物品と認められる。

また、靴下のかかと部分を「意匠登録を受けようとする部分」として、適正な部分意匠の意匠登録出願をした場合には、物品の部分と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」

「靴下」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められない創作は、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法上求められる美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例
機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、

その意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく具体的な用途及び機能

具体的な形態

が直接的に導き出されなければならない。

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも、製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが、以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に合理的に善解し得るとき

いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第7部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」71.1.1「意匠の要旨と意

匠の要旨の認定」参照)に影響を及ぼさない程度の微細な部分(注)についての記載不備であるとき

(注)

意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない微細な部分に、ある部分が該当するか否かの判断においては、願書に記載された意匠に係る物品と同一又は類似する物品についての過去の審判決における意匠の要旨の認定が参考となる。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して合理的に善解したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

(注)

以下において、特許庁長官名による手続補正指令書(方式)が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録出願された意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。(第7部「願書・図面等の記載の補正」第1部「補正」参照)

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

図面が相互に一致しない場合

写真などが不鮮明な場合

() 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合

() 鮮明な写真であっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写っていて、正確に意匠を知ることができない場合

意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

(意匠法第6条第3項)

変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない

い場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないとき

(意匠法第6条第4項)

(意匠法施行規則様式第6備考20)

着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。

(意匠法第6条第6項)

図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

(意匠法第6条第7項)

(意匠法施行規則様式第6備考24)

図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表したもの

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載したときを除く。

(意匠法施行規則様式第6備考7)

なお、物品に表された文字、標識は以下のように取扱う。

() 物品に表された文字、標識は、() に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。

() 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

イ 新聞、書籍の文章部分

ロ 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

立体を表す図面が下記に該当する場合

() 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法(キャビネット図(幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)により作成されていない場合

ただし、下記のもの除く。

イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真

ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方

が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面

- () 各図の縮尺が相違する場合
- () 6面図ない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図面が省略され、その旨が、願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背面図 左側面図 右側面図

ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合
- ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見ることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

- () 正投影図法により作成した一組の図について図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第6備考8)

- () 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合

(意匠法施行規則様式第6備考9)

平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

- () 各図の縮尺が相違する場合
- () 2面図ない場合 (平面的なものの場合)

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図面が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

表面図と裏面図が同一もしくは対称の場合 裏面図が無模様の場合	裏面図 "
-----------------------------------	----------

- () 図を省略した場合において、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合
- (意匠法施行規則様式第6備考10)

(注)

平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり、使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合

(意匠法施行規則様式第6備考12)

意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- () 省略箇所が2本の平行な1点鎖線で切断されていない図面
- () 省略箇所が図面上何cm省略されているかの説明の記載がない場合

6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

- () 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図など
- () 積み木、組み木にあっては意匠法施行規則様式第6備考19に

定する斜視図

断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

- () 切断面に平行斜線が不完全、又はない場合
- () 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。

（意匠法施行規則様式第6備考15）

部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考16）

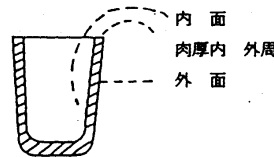
分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図面と、それぞれの構成部分についての図面がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考18）

透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考24の規定によって作成されていない場合

（注） 備考24に基づく「外周」コップの縦断面図による例示



- () 電球のように、すけて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考24イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。
- () その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考24ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように、後面がすけて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。

（意匠法第6条第7項）（上記 参照）

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護に値する意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限定される。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的に大量生産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下のいずれかに該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物そのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的に同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

土地建物などの不動産

反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。(上記21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照)

純粹美術の分野に属する著作物

このような著作物は、反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。